

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-012503		30 43	Z (拒絶)	商標法3条1項3号、同法4条1項16号

< 審決要旨 >

(1) 本件商標中の「名代」の文字は、飲食物の提供を行う分野を中心に、「名高い店」であることを表現するための誇称的な表示として、広く一般的に使用されている。

(2) また、「亀戸ぎょうざ」の文字よりは、「東京都江東区の亀戸地域において製造、販売等されるぎょうざ」ほどの意味合いが容易に理解、認識できるものというのが相当である。

(3) そうとすれば、本願商標は、その商品又は提供される飲食物が「東京都江東区の亀戸地域において製造、販売等されるぎょうざ」であることを誇称的に表示したものであると理解、認識するにとどまり、自他商品役務の識別標識としては認識し得ないというべきである。また、上記以外の商品・役務に使用するとき、商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある。

(4) なお、請求人は、本願商標は「普通に用いられる方法」の域を超えて表示されていること、及び商標法第3条第2項を主張しているが、何れも認められない。よって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当する。

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-004481		30	Y (登録)	商標法3条1項5号 【第30類】「アイスクリーム」

< 審決要旨 >

(1) 本願商標は、「サーティワン」の文字を横書きしてなり、青色の太字で表された構成各文字は、例えば、「サ」の文字が若干右上がりに、「ワ」の文字が若干右下がりに表わされ、「ン」の文字が小さめに表されるなど、各文字の大きさや傾斜などに違いがあり、構成全体として、ポップな印象を与える特徴的なデザインが施されたものとして認識されるとみるのが相当である。

(2) そして、本願商標のような特徴を有する態様の標章が、取引上、典型的に広く用いられていると認めるに足る事実は発見できなかった。そうすると、本願商標は、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標とはいえないから、商標法3条1項5号に該当しない。

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2022-650055		35 42	Z (拒絶)	商標法第4条第1項第1号 <small>別掲2 スイス国旗</small> 

< 審決要旨 >

(1) 本願商標を構成する上部図形部分、直線、文字部分及び下部図形部分は、構成態様が異なること、重なり合うことなく間隔を設けて配置されていること、赤色と黒色とで色彩が相違することなどから、それぞれが視覚上、明確に分離して看取されるものである。

(2) 本願商標の構成中、下部図形部分は、唯一赤色で表されているため、特に看者の目を引く部分であるといえる。してみると、下部図形部分は、別掲2に示すスイス国旗が風になびいている様を表したものと認識され、把握されるとみるのが相当である。

(3) そうすると、本願商標中の下部図形部分が、スイス国旗が風になびいている様を表したものと認識されるから、本願商標は、スイス国旗と類似の商標といわなければならない。よって、本願商標は、商標法第4条第1項第1号に該当する

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
異議2023-900224	アミューズメントフィットネスクラブ	35 41	Y (維持)	商標法3条1項3号6号、同法4条1項16号

< 審決要旨 >

(1) 本件商標中「アミューズメント」は「娯楽」の意味を、「フィットネスクラブ」は、「健康維持や体力づくりのための設備をそなえた会員制のクラブ」の意味を有するとしても、両語を結合して具体的な意味を有する成語となるものではない。

(2) また、各語の語義を結合した意味合い（娯楽のフィットネスクラブ）も漠然としているから、構成文字全体として、特定のフィットネスクラブの名称に通じるような、特定の意味を有さない一種の造語として理解されるというのが自然である。

(3) よって、本件商標は、役務の質（業種）又は提供場所を具体的に表示するものではなく、また、需要者が何人かの業務に係る役務であるかを認識することができない商標とはいえ、さらに、役務の質について誤認を生ずるおそれはないから、商標法3条1項3号6号、同法4条1項16号に該当しない。